

東海村農業振興計画



平成27年11月

東海村

はじめに



私たちの食卓に新鮮な食料を安定的に供給する農業は、地域の経済を支える重要な役割を担っているばかりではなく、美しい農村風景や生物多様性の保持など、生活に潤いをもたらし、生産環境や生活環境において、多面的機能を発揮させる素晴らしい潜在力を有しています。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化・後継者不足によって担い手の減少に歯止めがかからないこと、農産物価格が長期的に下落傾向にある中、農業用資機材の高騰などによる生産コストの上昇、国内の遊休農地や耕作放棄地が急速に増加し、今後、広大な農地の荒廃化が懸念されているなど、極めて厳しい現実に向き合っています。

このような困難な課題に対応するため、本村においても、多様な施策を展開し地域農業の進展に努めてきたところですが、長期的視点に立脚した系統的・戦略的な農業振興方策とは言い難い点も指摘されておりましたことから、今般、中長期的な展望に立った東海村農業振興計画を策定いたしました。

策定に当たりましては、村内の各方面で活躍する方々をメンバーとする策定委員会を設置し、アンケート調査の実施、座談会やワークショップを開催するなど、農業関係者ばかりではなく消費者や流通関係者も交えて、繰り返し議論を重ね、課題の洗い出しと、解決に向けた施策を立案しました。

この計画では、本村が目指す農業のイメージとして、村民全員参加型の持続可能な都市近郊型農業モデルを構築することを掲げ、10年後の本村の農業の将来像を描きました。今後は、これらを実現するために、村としても集中的・効率的に重点施策を実施し、目標を達成するべく傾注してまいります。

また、農業は地域創生のキーワードとなる魅力ある産業としての展開も期待されておりますので、従来型の農業ばかりではなく、多様な販売チャンネルの開拓、ICTの活用、6次産業化など新たな取り組みも進めてまいります。

最後に、本村の新しい農業スタイルを構築するためには、農業者や行政はもちろんのこと、村民全員が農業の持つ重要性について認識を共有し、それぞれの役割に応じて適切に行動し、農業を共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要と考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年11月

東海村長 山田 修

目次

第1章 農業振興計画策定の趣旨	1
1-1 農業振興計画の位置付け	
1-2 国・県の制度や他計画との関連性	
1-3 計画期間	
第2章 東海村農業の課題	6
2-1 新たな担い手の育成・確保	
2-2 農業経営の確立・安定化	
2-3 農業と住環境との共存	
2-4 農地保全と生産環境の整備	
2-5 課題の整理と対応	
第3章 東海村農業の将来像	11
3-1 多様な担い手が支える農業	
3-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開	
3-3 地域と共存する「人にやさしい農業」	
3-4 魅力的な田園環境・生産環境の創出（農地の保全）	
3-5 東海村が目指す農業のイメージ	
※コラム 農業公社設立の構想	
第4章 目指す農業の実現に向けた重点施策	16
4-1 多様な担い手が支える農業に向けた施策	
4-1-1 定年退職者・高齢者・主婦等の就農促進に向けた施策	
4-1-2 自立的な家族経営の育成・確保に向けた施策	
4-1-3 土地利用型農業の担い手の育成・確保に向けた施策	
4-1-4 担い手の組織化に向けた施策	
4-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開に向けた施策	
4-2-1 ブランド化と特産品開発に向けた施策	
4-2-2 地産地消を中心とした需要創出・販路拡大に向けた施策	
4-2-3 耕畜連携による需要創出・生産拡大に向けた施策	
4-3 地域と共存する「人にやさしい農業」に向けた施策	
4-3-1 農業者と一般住民の相互理解の促進に向けた施策	
4-3-2 都市空間と農業空間の共存に向けた施策	
4-4 魅力的な田園環境・生産環境の創出に向けた施策	
4-4-1 土地利用計画による農地の計画的保全に向けた施策	
4-4-2 生産条件の不利な農地や耕作放棄地（遊休農地）の解消・活用	
4-4-3 農地集積，基盤整備等による生産基盤の確立	

4-別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

第5章 村民全員参加による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

5-1 新たな担い手育成に向けた村民全員参加型の組織づくり

5-2 計画推進に向けた進行管理

5-3 村民参加による意見交換（進行管理）

第1章 農業振興計画策定の趣旨

● はじめに

東海村の農業は、他の地域と同様に農業者の高齢化、担い手不足、米価下落に代表される収益の低下、混住化に伴う生産環境の変化など、様々な問題を抱えています。とりわけ、耕作放棄地の発生や、混住化による土地利用秩序の混乱は、農業環境だけでなく、住環境への影響も危惧され、早急な対応が求められます。

東海村は、村としては全国第2位の人口を有し、農業生産者の占める比率は2%程度と低く、若年層の比率や出生率が高いことや、上下水道等のインフラ普及率も県内有数で、住宅建築の着工数も県平均を上回るなど都市化が進んだ地域といえます。村内には原子力関係の企業や研究機関の集積が見られ、また水戸市や日立市からも近いことから、多くの転入者が居住しています。このため、東海村では消費地を近くに持つ都市近郊の強みを生かした農業の展開が期待されています。

こうした背景から、東海村では今後10年を目標に、村の農業の将来像を描くことを目指し、農業振興計画を策定いたしました。東海村では、農業を政策の4本柱の一つとして位置付け、これまで農業の活性化に向けた様々な支援事業を行ってきました。この農業振興計画策定は、村の農業をテーマとする基本的な指針を示す計画として、初めての取組となります。計画策定にあたっては、住民、農業者の参加を得て振興計画策定委員会を設置し、座談会・ワークショップの開催、農家及び住民アンケートの実施等を行いながら、行政、村民及び事業者が一体となり、農業振興策を立案しました。

1-1 農業振興計画の位置付け

本計画は、平成22年度末に策定した本村のまちづくりの基本指針である「東海村第5次総合計画」(H23～H32)を踏まえ、農業に関する最上位計画として、本村の農業の振興を図る基本的かつ具体的な中長期指針を示すものです。これまで本村で策定した総合計画、都市計画や環境政策、産業振興等に関する各種個別計画における農業の位置づけや考え方とも整合性を図ります。

計画内容は10年後の農業の将来像、その実現に向けてすすめるべき振興施策、施策展開にむけた組織体制や役割分担などの中長期指針を示すマスタープランといえます。

近年東海村では、こうした計画策定に際しては、住民と行政が協働して立案す

ることを基本とし、農業振興に加えて、自然環境や景観等に寄与する多面的機能の維持に向けた取組や、保健・福祉や教育・文化などのソフト施策との連携も重視しています。このような視点を踏まえ、村内の各組織や住民との協働を含めて、東海村の新たな農業の将来像を描く指針づくりを目指しました。

1-2 国・県の制度や第5次総合計画との関連

◇「食料・農業・農村基本計画」

食料・農業・農村基本法に基づいて、同計画では、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を進めつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪として、施策の改革を推進することとしています。まず、食料の安定供給の確保のための施策として、食品に対する消費者の信頼確保、食育の推進、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組を促進するとしています。農業の持続的な発展に関する施策としては、農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を求めています。また、農村の振興に関する施策として、農村全体の雇用の確保と所得の向上を求め、さらに観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流の戦略的な推進や、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図ることとしています。

◇「農林水産業・地域の活力創造プラン」

政府は平成25年12月、農林水産業分野の成長戦略である「農林水産業・地域の活力創造プラン」を発表しました。平成26年6月に改訂された同プランでは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を目指すとし、具体的には、①需要フロンティアの拡大（国内外の需要拡大：輸出促進、地産地消、食育等の推進）、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築（農林水産物の付加価値向上：6次産業化等の推進等）、③生産現場の強化（農地中間管理機構の活用による農業の生産コスト削減等）、④多面的機能の維持・発揮（日本型直接支払制度の創設等）の取組を掲げ、これらの4本の柱を軸に政策を再構築するとしています。

これらの基本的方向は、平成27年3月に改訂された「食料・農業・農村基本計画」にも継承されています。

◇「茨城農業改革大綱（2016～2020）」

茨城県では、「消費者のベストパートナーとなる茨城農業」の確立を目指す「茨城農業改革」に2003年から取り組んでいます。

2016～2020年度までの新たな大綱では、○6次産業化や輸出などに取り組む革新的な産地づくり、○産地を支える強い経営体づくり、○地域資源を活用した中山間地域の活性化、○茨城をたべよう運動の推進、の4つのテーマが重点的取組として位置づけられました。

◇「東海村第5次総合計画」

「東海村第5次総合計画」は、「村民の叡智が生きるまちづくり」を基本理念として、平成23年度から平成32年度を目標年度に策定されました。

総合計画の策定にあたっては、村民・職員の共同参画による計画策定が行われたことに大きな特徴があります。平成28年度から平成32年度までは、後期基本計画による政策が展開されます。

◇東海農業振興地域整備計画

本村農業の健全な発展を図るため、自然的条件、土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業地域の保全・形成及び農業振興に関する施策を計画的に推進することを目的に策定しています。土地利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等で構成されますが、内容としては農業生産よりも農地利用に関する具体的な方向性が示されています。

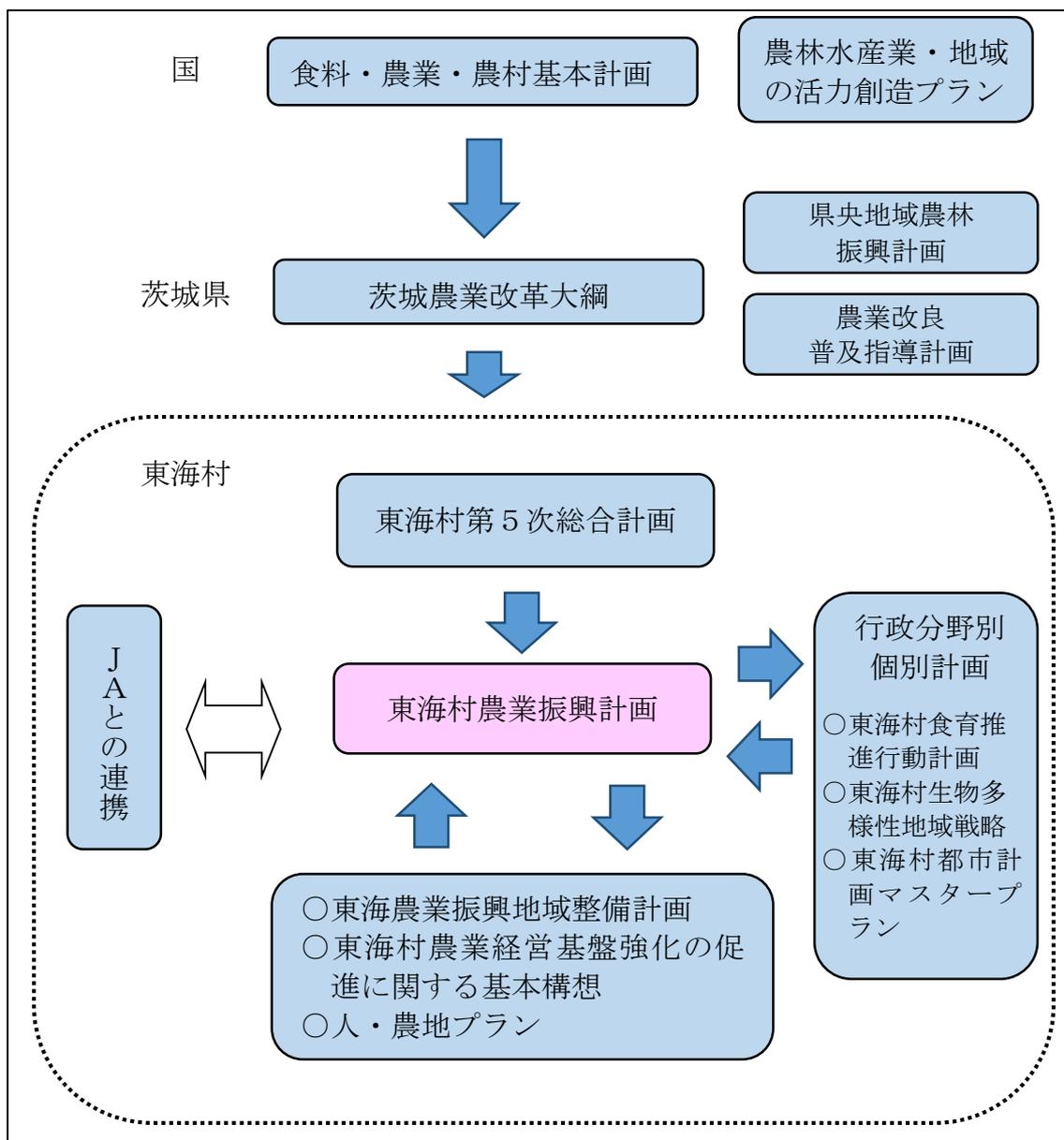


里山と水田



さつまいも畑

国・県、東海村の各計画との関連性



◇東海村農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

中核的な担い手となる農業者の経営基盤の強化を図るため、営農類型ごとの農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などを規定した構想。この構想に掲げられた目標を達成するために、改善計画を作成し認定された農業者は認定農業者となります。認定農業者になると、低利の制度資金を借り入れたり、経営所得安定対策制度の交付金を受けられるなど、安定的な経営を行うことが可能となります。

◇東海村農地利用最適化の推進指針

平成 27 年に農業委員会法が大きく改正され、委員の公選制が廃止されました。委員は、認定農業者、地域や団体の推薦及び公募により選定されることになり、また、農業委員会から農地利用最適化推進委員が委嘱され、農地利用最適化の推進指針に基づき活動を行うことにより、農地の流動化がより一層推進されます。

◇ J A 常陸地域農業振興計画

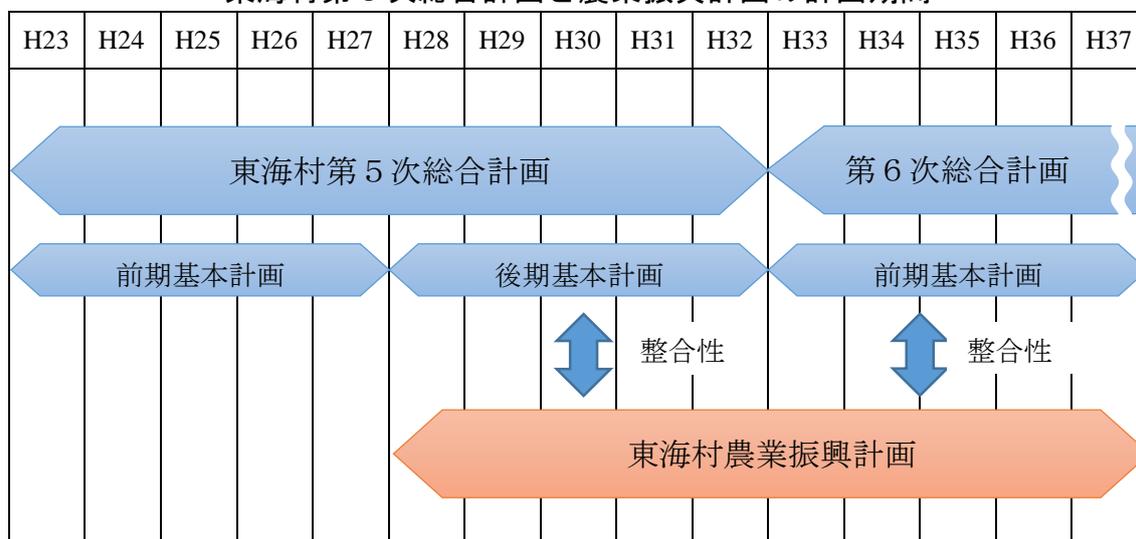
東海村を管轄地とする J A 常陸は、平成 26 年の合併前から、自治体、関係機関・団体と一体となり、課題別対策や品目別対策、人・農地プランの構築を着実に進め、地域農業の振興を図るための計画を策定しています。

村としても、地域農業の牽引役を担う J A 常陸と連携し、担い手育成や地産地消の更なる進展など、多様な施策を展開してまいります。

1-3 計画期間

本計画の期間は、概ね 10 年間（平成 28 年度から 37 年度）とします。なお、東海村第 5 次総合計画は、平成 28～32 年度を目標とする後期基本計画が策定されていますので、この後期基本計画との整合性を図ります。

東海村第 5 次総合計画と農業振興計画の計画期間



第2章 東海村農業の現状と課題

東海村の農業は様々な課題を抱えています。策定委員会やワークショップでの検討の結果、以下の4つの視点をもとに現状と課題を整理しました。

<p>① 新たな担い手の育成・確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 担い手の不足，高齢化により，経営規模縮小，離農の意向が強い 2) 農業参入を希望する企業や新規就農者は，村内には少ない 3) 村内には農地所有適格法人や集落営農は極めて少なく，集団化，組織化への対応が進んでいない 	<p>② 農業経営の確立・安定化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 村の基幹作物であるほしいもを除き，東海村の特産品開発が進んでいない 2) 地産地消の推進は拡大の余地があり，一層の取り組みが期待されている 3) 地元飲食店での地場産農産物の利用が少ない 4) 6次産業化への取り組みがあまりみられない 5) 米価の低迷により稲作経営は厳しさを増している
<p>③ 農業と住環境との共存</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地と住宅地の混在化による環境配慮が必要とされている 2) 畑地と隣接する住宅地住民からは農薬の適正使用や砂塵対策が求められている 3) 畑作経営の生産者からは，住宅地が畑に隣接して開発されることによる生産環境の変化が指摘されている 4) 市民農園など農地のレクリエーション的な活用は進んでいない 5) 生物多様性の確保や環境資源として貴重な谷津田の耕作放棄が進みつつある 	<p>④ 農地保全と生産環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市街化調整区域での農地転用が進み，計画的な農地保全が困難 2) 農地の受け手が少ないなか，今後は出し手の増加が予想され，耕作放棄地の拡大が懸念される 3) 農地貸借は低調であり，貸し手と借り手とのマッチングが進んでいない 4) 村内には水はけが悪い，区画が小さいなど営農条件が悪い水田が存在 5) 多面的機能支払交付金による共同管理活動は行われておらず，今後は共同管理作業の担い手不足が懸念される

2-1 新たな担い手の育成・確保

1) 村内では農業の担い手不足が顕著となっています。主業農家は販売農家の1割未満、認定農業者は25名にとどまっています。

農家アンケート結果からも担い手不足の現状が明らかとなりました。規模拡大志向はわずかであり、「規模縮小」、「農業中止」とする意向が、いずれの地区でも少なからずみられます。今後、農業の担い手不足の進行が一層懸念されます。

2) 村内では農業参入を希望する企業や新規就農者は少ない状況にあります。新規就農者の育成体制の強化が必要であり、村では新規就農者への助成など、これまで様々な支援策を実施してきました。しかし、現状では村内での新規就農は停滞気味の状況です。

3) 集団化、組織化への対応が現状では進んでいません。村内には農地所有適格法人や集落営農は極めて少ない状況にあります。農地の受け手となる農業経営体が少なく、今後、遊休農地、耕作放棄地の拡大が懸念されるため、土地利用型農業の担い手育成は急務といえます。

また、村内には共同集荷や販売を行う農家組織が少ない状況にあります。全国的には女性グループによる生産・加工・販売の取組がみられますが、東海村ではこうした農家グループの共同による取組があまりみられません。

2-2 農業経営の確立・安定化

1) 村の基幹作物であるさつまいもを加工したほしいもを除き、東海村の特産品や独自ブランドの農産物・加工品が乏しい状況です。ほしいもについても、原料芋を利用した焼酎は開発されましたが、加工食品の開発は進んでいない状況です。村商工会及び観光協会による「東海村おすすめセレクション」の取組はスタートしたばかりであり、取組の発展による東海村ブランドの確立が期待されます。また、庭先販売や問屋など相対取引による買い取りなど、ほしいもの引き合いは強いものの、村独自のブランドを確立するには至っていません。

2) 単に経済の面ばかりではなく、生産者の顔が見える安心な農産物という観点からも地産地消の一層の推進が求められています。地産地消の取組と

して、学校給食への地場産農産物の供給は、お米については全量が実施されているものの、野菜については一部にとどまっております。また、まだ拡大の余地があります。東海村の学校給食の方式は自校方式であり、センター方式に比べて、地場産農産物の供給を増やすことは有利と考えられます。

また、「JAファーマーズマーケットにじのなか」は、村が支援して整備され、営農に対する支援も行われるなど、地産地消を推進するうえでの核となっています。しかし、年間を通じた多品目の品揃えや、直売所の目玉商品となる特産品が少ない状況にあります。

このほか、消費者アンケートでは、村内スーパーでの地場産野菜の購入希望がみられ、生産者の対応が求められています。

3) 地元飲食店での地場産農産物の利用が少ない状況にあります。全国的には「緑提灯」に代表されるような、地場産農産物の利用をPRする飲食店が多くみられます。また、自治体によっては、地場産農産物を活用する飲食店を「地産地消レストラン」として認定する取組も行われています。東海村の飲食店では、このような取組は進んでいません。

4) 国の施策では、6次産業化の推進が謳われていますが、東海村では6次産業化への取り組みがあまりみられません。個別農家による6次産業化は容易に実現できるものではありませんが、複数農家の共同による取組や、企業との農商工連携による対応が期待されます。

5) 稲作経営は厳しさを増しています。平成26年産米のJA買取価格の概算金が、多くの銘柄で1万円を下回ったことは、稲作農家にとって大きな打撃となりました。稲作経営の大規模化によるコストダウンを図る必要がありますが、村内では、北部と南部にまとまった面積の水田団地がみられるものの、村全体としては谷津田など、小規模区画の水田が多く、大規模化を行ううえでは、条件の良い水田は限られているといえます。

2-3 農業と住環境との共存

1) 住民からは畑の砂塵対策が求められています。消費者アンケートからも、主にさつまいも収穫後の砂塵対策の必要性が多く指摘されています。既に村では、緑肥作物として麦の作付を推奨していますが、砂塵の抑制は十分ではありません。

- 2) 農地と住宅地の混在化による環境配慮が必要です。消費者アンケートからは、農地と住宅地が近接することによる環境問題が指摘されています。具体的には、農産物の収穫後の残渣の処理や、道路への農作物のはみ出しなどが指摘されています。
- 3) 農業者からは、住宅地が畑に隣接して開発されることによる生産環境の変化が指摘されています。例えば、住宅地近くで農薬の使用を控えることで除草等の労力が増えたり、苦情への対応が求められるなど、混在化による生産サイド側が対応すべき問題も生じています。
- 4) 農業体験、レクリエーション的利用など、農地の多様な活用を促進する必要があります。学習用の水田を設けている照沼小学校の事例はあるものの、村全体としては市民農園など農地のレクリエーション的な活用は進んでいません。農地と住宅地が近接することを肯定的に捉えて、景観、環境資源としての多様な活用が求められます。
- 5) 生物多様性の保全空間として貴重な環境資源でもある谷津田の耕作放棄が進みつつあります。生産条件が不利であることが要因であり、谷津田での営農がもたらす多面的機能に関する積極的な評価が必要と考えられます。人にも、生きものにもやさしい農業が求められます。

2-4 農地保全と生産環境の整備

- 1) 村内では、市街化調整区域での農地転用が進みつつあります。農地と住宅地の混在化に対し、計画的な農地保全が求められます。

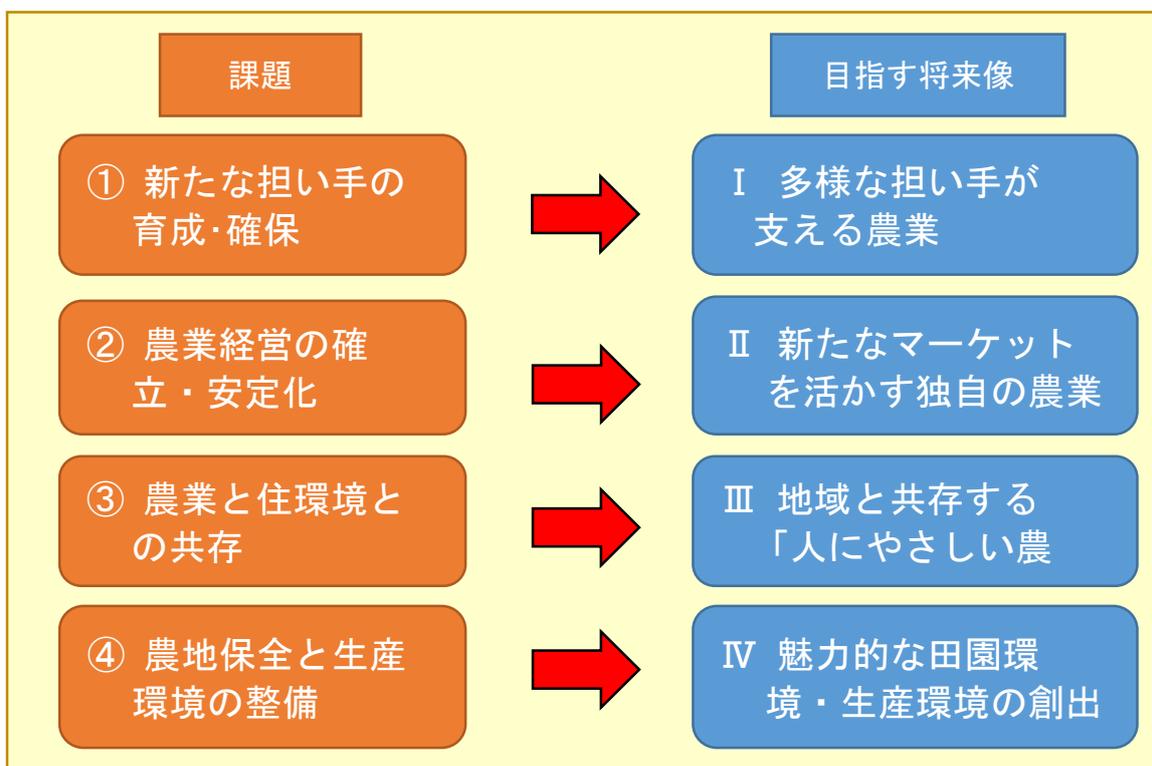
とりわけ、東海村では市街化調整区域内においても道路・上下水道等の生活インフラが整備され、農地転用が進んできています。今後、農地保全と開発の調和を図りつつ、土地利用秩序の形成が求められます。
- 2) 農家アンケート結果によると、村内の農地の受け手は極めて少ない一方で、経営規模縮小・離農意向を示している農家が全体の半数以上であり、農地の出し手の増加が予想されます。農地の供給過多により、耕作放棄地の拡大が懸念されることから、農地の利用集積の検討が必要です。

水田、畑地の両方での耕作放棄が危惧されますが、農家アンケート結果からは、水田と比較して畑地が不耕作になる傾向が強いことが確認され、とりわけ畑地の耕作放棄への対策が求められます。

- 3) 農家アンケートの結果でも、農家の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加、将来の農地管理が懸念されています。平成26年度から農地中間管理機構を介した農地集積事業がスタートしましたが、借り手、貸し手とも希望が少なく、農地貸借は低調な傾向にあります。貸し手と借り手とのマッチングが進んでいないことが課題です。
- 4) 村内には水はけが悪い、区画が小さいなど営農条件が不利な水田があります。こうした水田は遊休化が進みやすく、借り手もつきにくいいため、今後担い手への農地集積を行うためには基盤整備も必要となります。
- 5) 村内では多面的機能支払交付金による共同管理活動は行われていません。今後、少ない担い手による共同管理活動を想定すれば、非農家を含む参加型の活動組織の育成が必要と思われます。

2-5 課題の整理と対応

4つの視点から整理した東海村農業の課題への対応について、策定委員会やワークショップ（資料編を参照）での検討の結果、以下のような目指すべき将来像が示されました。

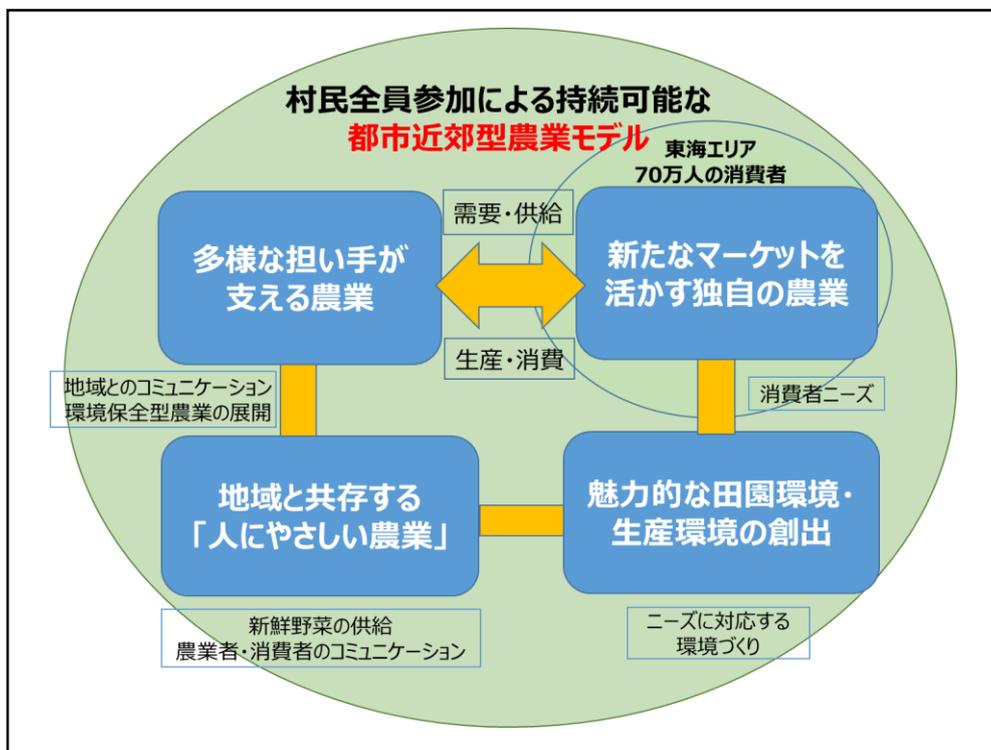


第3章 東海村農業の将来像

東海村の農業が目指す将来像は4つの柱で構成され、農業者のみならず一般住民の参画や協力を意識した内容となっています。4つの柱それぞれの実現が、相互作用を及ぼしながら、東海村農業を発展させていく関係性を「村民全員参加による持続可能な都市近郊型農業モデル」として提示します。

都市近郊型農業とは、多様な農産物ニーズを有する都市の周辺に立地し、生産地と消費地が近接する有利性を活用して農業振興を図りつつ、住環境との調和や農家と住民との交流、農地の多面的機能の発揮促進を目指す農業の形態です。

10年後の東海村農業の姿



3-1 多様な担い手が支える農業

- 農業を始めるきっかけづくりと農業のリーダー育成を行い、多様な担い手が東海村の農業を支えます

今後の東海村農業にとって、労働力の確保が喫緊の課題となります。

東海村には、多くの先端企業が集積し、新たな住民も増えています。雇用労働や援農も含め、東海村農業の小規模な担い手として、シニア世代（アクティブシ

ニア)や女性などの農業参画が期待されます。

村内外からの新規就農や後継者就農の掘り起こし・育成支援を行い、さつまいも作一ほしいも加工販売や野菜作、果樹作など、集約的な畑作による自立的家族経営を一定数確保していきます。

また、水田における集落営農、畑を利用した労働粗放的な畑作(※)などの新たな取組も含め、集落転作実践委員会のような実行組織の育成とともに、農地の面的集積によるコストダウンを志向する土地利用型農業の担い手も育成します。公的な農業公社(→※コラム)の設立も検討します。

さらに、担い手の組織化により、新規就農者への包括的な支援体制を構築するなど、多様な担い手を育成するための仕組みづくりを行います。

(※)労働粗放的な畑作とは、具体的には麦、大豆、飼料作物など、生産に必要な労働時間が相対的に少ない畑作を指します。

3-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開

■東海エリアの約70万人の消費者をターゲットに、新たな販売・消費のマーケットを活かした農業が展開されます

東海村農業は、多くの小規模農家によって支えられています。この特性を生かすため、東海村とその周辺エリア70万人の消費者を新たなマーケットのターゲットにした地産地消型の販売・消費の仕組みを構築します。

生産物の高付加価値化を目指し、ほしいもや米のブランド化・差別化、商工会や観光協会等と連携した特産品開発なども行っていきます。

農業者と関係機関の連携により、直売所のほか学校給食、村内飲食店等への需要に応じた農産物供給体制の構築や、大型小売店へのインショップ設置や朝市開催、地場産レストランの開設、6次産業化を視野にいた加工グループの育成など、地産地消を中心とした需要の創出と販路の拡大を目指します。

また、耕畜連携(村外畜産農家との連携)により、飼料米を含む飼料作物の需要創出・生産拡大を目指します。遊休農地活用・農地利用率向上への効果も期待されます。

3-3 地域と共存する「人にやさしい農業」

■地域とのコミュニケーションを深め、より自発的な農業活動と農業・農地が持つ多面的機能を発揮する「人にやさしい農業」が展開されます

住みやすい環境であることが評価され、東海村の人口は増加しています。この

結果、混住化が進んだことで、生産者にとっては生産環境の変化、非農家である一般住民にとっては畑からの砂塵など住環境の問題が生じています。

そこで、小中学校における食育、市民農園・体験農園などの農地のレクリエーション利用、交流イベント、一般住民の就農・援農支援などに農業者が積極的に関わることにより、一般住民とのコミュニケーションを図り、農業者と一般住民の相互理解を促進します。さらに、このことにより農業の多面的機能の価値が村民全体で共有され、農業者・一般住民双方の参画による農地保全の取組などが、住民の自発的活動として行われることが期待されます。

また、都市空間と農業空間の共存のため、カバークロープによる畑の砂塵対策を継続的に行っていくほか、環境保全型農業の取組も期待されます。

これらの取組により、農業・農地が持つ多面的機能が発揮され、農業が地域と共存しうる都市型の「人にやさしい農業」の実現を目指します。

3-4 魅力的な田園環境・生産環境の創出

■市街地のスプロール化を抑制し、市街地と農地との共存が実現されます

東海村では、宅地需要の増大から、畑地を中心に農地転用と市街化がスプロール的に進み、農地と宅地がパッチワーク状に存在しています。市街化調整区域については再ゾーニングなども検討し、虫食い状に発生する農地転用を抑制することで、土地利用計画による農地の計画的保全を図っていきます。

条件不利農地対策としては、前出の農地のレクリエーション利用のほか、多面的機能直接支払の積極的な活用などにより、景観保全、環境・生態系保全の観点も取り入れ、非農家の参画も得た地区・集落等の活動組織による農地の保全・活用を図るなど、魅力的な田園環境を創出します。

その一方で、農地集積、基盤整備の推進、および鳥獣害対策を適切に実施するなど、より良好な生産基盤を確立することで、農業者にとって魅力的な生産環境を創出します。

3-5 東海村が目指す農業のイメージ

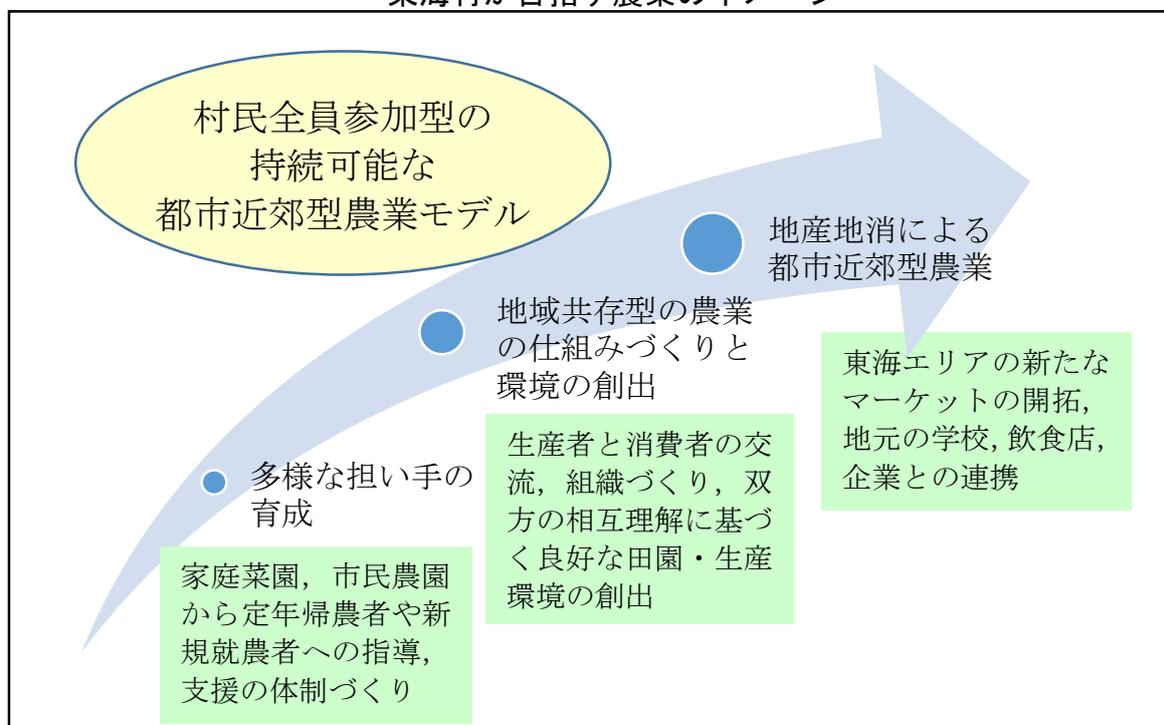
東海村は、企業や研究機関の集積が見られ、多くの転入者が居住する都市化が進んだ地域です。今後、彼らの定年退職によるアクティブシニア層の増加が予想されます。農業労働力不足に対応するため、村内外からの新規就農者とともに、これら都市住民層についても将来の東海村農業の担い手として積極的に位置づけ、掘り起こしを行い、育成支援する体制づくりを行います。そして、

農業が地域生活に受け入れられるよう、環境に配慮した農業生産や生産者と消費者の交流・組織づくりを進めます。

また、東海村は水戸市、日立市などの消費地に近く、都市近郊の強みを生かした農業の展開が期待されています。そこで、東海エリアを中心にした新たなマーケットの開拓や、地元の学校、飲食店、企業などとの連携の仕組みをつくることで、一層の地産地消を進めます。

東海村が目指す農業のイメージとして、新たな担い手の育成を基礎として、地域と共存する農業の仕組みを生みだし、農業に参画する村民のすそ野を拡げながらステップアップする村民全員参加型の持続可能な都市近郊型農業モデルを構築します。

東海村が目指す農業のイメージ



おだかけ（天日干し）による米づくり



いも掘り体験

※コラム 農業公社設立の構想

土地利用型農業の担い手として、東海村農業の新たなモデルとしても先導的な役割を果たす農業経営体を育成支援する必要があります。その対象としては、既存の村内の農業法人や営農組織のほか、村内外の企業や農家の新規参入による新たな農地所有適格法人が想定されますが、自治体などの公的セクターが主導して農業公社を設立し、これに農業生産を担わせることも一つの選択肢として考えられます。

農業公社に期待される機能は、農地所有適格法人として自ら農業生産を行う機能に限られるものではなく、農作業受委託・農地貸借の仲介斡旋機能、6次産業化の推進機能、新規就農者等の担い手の育成を行う機能等についても期待されます。

農業公社の段階別事業イメージ

第1段階

- ・農地の貸借及び農作業受委託に係る仲介斡旋
- ・地域の農地利用調整・土地利用調整のコーディネート
- ・地産地消事業、生消交流事業

第2段階

- ・農作業の受託（農地評価システムの導入）
- ・農産物の販売促進事業

第3段階

- ・農地法に基づく農地の権利取得（所有権、借地権）
- ・利用権設定による農産物生産販売
- ・6次産業化推進（ほしいもの製造販売も含む）

第4章 目指す農業の実現に向けた重点施策

大分類 (4つの柱)	重点施策	具体的施策
1. 多様な担い手が支える農業に向けた施策 (4-1)	①定年退職者・高齢者・主婦等の就農促進に向けた施策 (4-1-1)	◎定年退職者等の就農促進に向けた包括的支援 ●援農の促進 ●福祉農業の促進
	②自立的な家族経営の育成・確保に向けた施策 (4-1-2)	◎新規就農者に対する包括的支援 ◎農業者マイスターの認定 ◎既存農家の後継者就農に対する支援
	③土地利用型農業の担い手の育成・確保に向けた施策 (4-1-3)	◎集落営農(農事組合法人等)の育成 ◎粗放的な畑作生産主体への支援 ◎農業公社設立の検討 ◎担い手に対する機械・施設導入への支援 ●法人への支援
	④担い手の組織化に向けた施策 (4-1-4)	◎農業者の組織化による問題解決に向けた担い手座談会等の設定
2. 新たなマーケットを活かす独自農業の展開に向けた施策 (4-2)	①ブランド化と特産品開発に向けた施策 (4-2-1)	◎ほしいもの販路拡大(ブランド化・差別化・加工利用の推進) ◎特産品開発に向けた組織の構築 ◎村による農産物品質保証システムの検討 ●食用米の差別化 ●新規市場開拓の推進
	②地産地消を中心とした需要創出・販路拡大に向けた施策 (4-2-2)	◎地元食材としての農産物需要の掘り起こし ◎村民の地場産野菜の購入機会拡大 ◎地産地消の需要に対応した農産物供給体制の構築 ◎6次産業化の企画・実施を担う加工グループの育成 ●地場産レストランの開設
	③耕畜連携による需要創出・生産拡大に向けた施策 (4-2-3)	●畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大
※経営部門別の農業振興施策		(別表に整理)

◎：短期的に取り組む施策 ●：中長期的に取り組む施策

大分類 (4つの柱)	重点施策	具体的施策
3. 地域と共存する「人にやさしい農業」に向けた施策 (4-3)	①農業者と一般住民の相互理解の促進に向けた施策 (4-3-1)	◎子どもの食育・農業体験の推進 ◎とれたて農産物を活かした交流 ◎農地のレクリエーション活用 ◎交流イベントの開催
	②都市空間と農業空間の共存に向けた施策 (4-3-2)	◎砂塵対策としての農地利用率の向上 ◎都市空間のなかの農地・農業用水利施設の活用と保全 ●環境保全型農業への取組
4. 魅力的な田園環境・生産環境の創出に向けた施策 (4-4)	①土地利用計画による農地の計画的保全に向けた施策 (4-4-1)	◎住民相互の話し合いによるルールづくり ●市街化区域への住宅建設の誘導
	②生産条件が不利な農地や耕作放棄地(遊休農地)の解消・活用 (4-4-2)	◎地区・集落による主体的な農地保全・地域資源管理の取組への支援 ●多面的機能の観点からの農地保全支援
	③農地集積・基盤整備等による生産基盤の確立 (4-4-3)	◎潜在的な農地貸出需要の掘り起こし ◎農地貸借における公的な仲介システムによる農地集積・基盤整備 ◎野生鳥獣害防止対策 ●地区・集落による農地調整・基盤整備への支援 ●基盤整備の適切な実施 ●農業用施設の適切な管理

◎：短期的に取り組む施策 ●：中長期的に取り組む施策

4-1別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

水田作	畑作	施設園芸作	果樹作
◎地区・集落が担い手を支える仕組みの構築 ◎転作における支援 ◎水田転作の生産対策 ●大規模化・効率化によるコストダウン ●食用米の差別化	◎かんしょ・露地野菜の生産振興 ◎輪作の奨励 ◎土地利用型畑作の推進 ◎ほしいも加工・販路拡大への支援	◎ほしいも加工ハウスの有効活用 ●多種多様な野菜や花木等の生産振興	◎技術移転の支援 ●新規作付における支援

◎：短期的に取り組む施策 ●：中長期的に取り組む施策

4-1 多様な担い手が支える農業に向けた施策

4-1-1 定年退職者・高齢者・主婦等の就農促進に向けた施策

◎定年退職者等の就農促進に向けた包括的支援

定年退職者・高齢者・主婦等，村内に住居する非農家世帯員のなかで，農業従事に意欲を持つ人に対して，生産技術取得，農業機械の貸与，農地のあつせん面，村内農業者による助言・メンター制度等の支援を行います。

●援農の促進

専門的な農家やほしいも農家の加工過程で必要とされている農業労働力の確保において，定年退職者等のパート労働的な援農を促進していきます。

●福祉農業の推進

村内の高齢者・障害者福祉施設等と連携して，高齢者・障害者の雇用創出のための福祉農業を推進していきます。

4-1-2 自立的な家族経営の育成・確保に向けた施策

◎新規就農者に対する包括的支援

生産技術取得の支援，就農時の農地・農業機械施設・住居の確保，就農・居住地区住民との関係構築，村内農業者による助言・メンター制度も含めた包括的な新規就農支援パッケージを構築し，村内外に積極的に発信することで，新規就農者の掘り起こし・スカウトを進めていきます。

◎農業者マイスターの認定

品目別に卓越した農業技術を持つ農業者に対して，農業者マイスターの認定により，品目別のリーダーとして育成支援し，新規就農者の育成体制を構築します。

◎既存農家の後継者就農に対する支援

現在存立している家族経営の後継者就農を支援します。

4-1-3 土地利用型農業の担い手の育成・確保に向けた施策

◎集落営農（農事組合法人等）の育成

主に水田地域について、農事組合法人等、将来の法人化も視野に入れ、集落営農を推進する地域の取組を支援していきます。

◎粗放的な畑作生産主体への支援

耕作放棄地発生防止、農地有効活用の観点、さらには後述の砂塵対策の観点からも、主に畑地について、村内の遊休農地、不作付地を利用した粗放的な畑作（麦、大豆、飼料作物など）の取組を支援します。

◎農業公社設立の検討

今後、高齢化等により村内の貸し出し希望農地が増加した場合、その受け皿のひとつとして、法人格を有した農業公社の設立に向けた取組を段階的に検討し、必要に応じて実施していきます。

◎担い手に対する機械・施設導入への支援

地区の担い手として位置づけられた認定農業者等に対して、高性能の機械・施設の導入を支援していきます。

●法人への支援

村内における法人形態の農業経営体、自治会等の地域組織を主体としたNPO法人、村外からの法人の農業参入等について、村内における雇用創出、村内農地の有効活用・遊休農地発生防止の観点から、適切な支援を行います。

4-1-4 担い手の組織化に向けた施策

◎農業者の組織化による問題解決に向けた担い手座談会等の設定

生産品目別、あるいは集落・地区別に農業者の意見交換を行う座談会等の場を設定することで、新規就農者等も含めた農業の担い手確保という目標に向け、生産技術の共有化および向上、さらには出荷・販売面における農業者組織による主体的な取組を促していきます。

4-2 新たなマーケットを活かす独自農業の展開に向けた施策

4-2-1 ブランド化と特産品開発に向けた施策

◎ほしいもの販路拡大（ブランド化・差別化・加工利用の推進）

ほしいもの販路拡大を目指し、村独自のブランド化を目指します。ほしいものを活用した新たな農産加工品の開発にも取り組みます。また、生産―加工―販売の効率化を図る6次産業化への支援体制づくりや、販売面ではインターネット販売も推進します。

◎特産品開発に向けた組織の構築

農業者と商工会、観光協会、小売店などの意見交換の場を設定し、例えば機能性野菜の生産・加工・販売など、特産品開発に向けた組織づくりをすすめていきます。

◎村による農産物品質保証システムの検討

村の農産物品質の底上げを目指し、品質の良い農産物を差別化するために、各種の認証制度を活用します。

●食用米の差別化（再掲）

米価下落への対応策の一つとして、良食味米や新品種米の生産など、通常の米と差別化される高品質な食用米の生産を推進します。

●新規市場開拓の推進

農業者、JA、商工会、観光協会等の諸機関と連携し、特産品やブランド化された農産物について新規市場開拓を推進します。ふるさと納税へのほしいも等の農産物利用も検討します。

4-2-2 地産地消を中心とした需要創出・販路拡大に向けた施策

◎地元食材としての農産物需要の掘り起こし

学校給食、村内飲食店、事業所食堂等、地元食材としての農産物供給を強化します。村内に多く立地している原子力開発関連の企業や研究機関、高齢者福祉施設などに地元の新鮮で安全・安心な野菜を供給します。そのために

村内の農業者による供給力の強化に努めます。

◎村民の地場産野菜の購入機会の拡大

村内スーパーに地場産農産物コーナー「インショップ」の開設を目指します。新たな販売機会を創出し、買い物弱者対策にも対応します。

◎地産地消の需要に対応した農産物供給体制の構築

農業者と関係機関の連携により、学校給食等、地産地消の農産物需要にきめ細かく対応するための農産物供給体制を構築します。朝市や販売イベントなどでの共同出荷を促進します。

◎6次産業化の企画・実施を担う加工グループの育成

地元産の農産物を活用した農産加工品の開発と販売促進のために、担い手として農業者グループ・女性グループの育成に取り組みます。

●地場産レストランの開設

地元農産物の需要拡大の手段の一つとして、地場産レストランの開設を目指します。

4-2-3 耕畜連携による需要創出・生産拡大に向けた施策

●畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大

村外畜産農家との連携を支援し、畜産農家の飼料需要に応じ、畑地におけるデントコーン等の飼料作物、水田における飼料米の生産を振興します。

4-3 地域と共存する「人にやさしい農業」に向けた施策

4-3-1 農業者と一般住民の相互理解の促進に向けた施策

◎子どもの食育・農業体験の推進

子どもおよびその保護者に対して、村内の農業生産および地元農産物への理解を促進させるよう、地元農業者を講師として、小中学校での食育・農業体験の取組を推進します。学校農園の整備にも取り組みます。

◎とれたて農産物を活かした交流

ほ場等での対面販売など、需要の高いとれたて農産物を活かした農業者と一般住民の交流を促進します。

◎農地のレクリエーション活用

住宅団地に近接した農地や、遊休農地等に市民農園、体験農園等を設置し、農業者が指導者となることで、農地のレクリエーション活用を通じた農業者と一般住民の交流を促進します。また、村外の非農家も対象とした、農産物のオーナー制度や観光農園についても検討します。

◎交流イベントの開催

農業者が消費者に郷土料理の作り方などを教える料理講習会や、収穫祭、対面販売等がセットになった農業イベントの開催を検討します。

4-3-2 都市空間と農業空間の共存に向けた施策

◎砂塵対策としての農地利用率の向上

砂塵対策および土壌改良のため、主にさつまいも収穫後の畑地についてカバー作物や景観作物の栽培を促進します。また、住宅地周辺の遊休農地は、市民農園設置等の誘導に務めます。



直売所



料理講習会



稲のおだかけ

◎都市空間のなかの農地・農業用水利施設の活用と保全

市街地に近接する農地は、災害時の一時避難空間としても期待され、公園緑地等も含めた防災ネットワークの一環として、農地の保全を検討します。また、災害による水路やため池への被害は、農地のみでなく人的被害にも及ぶことがあるため、老朽化している水路やため池の改修、補強等を計画的に推進します。

●環境保全型農業への取組

有機農業や、可能な限り農薬や化学肥料を減らした環境保全型農業にも取り組めます。

4-4 「魅力的な田園環境・生産環境の創出」に向けた施策

4-4-1 土地利用計画による農地の計画的保全に向けた施策

◎住民相互の話し合いによるルール作り

市街化調整区域における虫食いの農地転用を抑制するため、市街化調整区域内の転用農地を一定のエリアに誘導していく必要があります。住民相互の話し合いと合意をベースに、市街化調整区域内の農地転用に関する新たなルールづくりを目指します。

●市街化区域への住宅建設の誘導

市街化調整区域内の農地転用を抑制するため、市街化区域へ新規の住宅建設を誘導します。



住宅地と隣接した農地



砂塵対策用のカバー作物（大麦）

4-4-2 生産条件が不利な農地や耕作放棄地（遊休農地）の解消・活用

◎地区・集落による主体的な農地保全・地域資源管理の取組への支援

耕作放棄地・遊休農地の解消については、既存の担い手への流動化が困難な場合、当該地区・集落の住民が地域の環境保全の観点から問題意識を持ち、主体的に解消後の利用方法を模索・決定することが望ましいと考えられます。このような地区・集落の主体的な農地保全の取組に対する支援を行うとともに、農業用排水路・農道などの地域資源の維持管理に対する共同管理の取組とあわせて、国の施策である「多面的機能直接支払」の積極的な活用を支援していきます。

●多面的機能の観点からの農地保全支援

営農の継続による農地保全が、環境保全の観点から、非農家を含む地域住民に便益を与えるというロジックから、小区画田・農道未整備の畑など、営農条件がきわめて不利な農地での営農継続に対して村独自の支援を行うことも検討します。

4-4-3 農地集積、基盤整備等による生産基盤の確立

◎潜在的な農地貸し出し需要の掘り起こし

管理耕作のみとなっている農地や、遊休農地・耕作放棄地について、潜在的な貸し出し需要の掘り起こしを推進します。

◎農地貸借における公的な仲介システムによる農地集積・基盤整備

貸し手の不安を解消するため、村が農地賃貸借を公的に仲介するシステムについて検討します。農地中間管理機構の枠組みを用いた農地集積、基盤整備を推進します。

◎野生鳥獣害防止対策

村内で発生しているイノシシ・ハクビシン等の野生鳥獣害について、防止対策を行います。

●地区・集落による農地調整・基盤整備への支援

地区・集落が、地域内で一定程度のまとまった面積の貸し出し農地となる

よう調整して担い手に農地を集積する取組や、担い手の必要に応じた基盤整備を実施する取組を支援します。

●基盤整備の適切な実施

生産条件の悪い農地については、農業者からの要望に応じて必要な基盤整備を実施していきます。

●農業用施設の適切な管理

農業生産に必要な農業用水路やパイプラインなどの農業水利施設を点検し、補修・補強を行うことで施設の長寿命化を図ります。



飼料稲



大規模な水田区画

4-別表 経営部門別の農業振興のための具体的施策

◇ 水田作

◎地区・集落が担い手を支える仕組みの構築

担い手の負担となる用排水路や農道の管理・水管理などを、地区・集落で支える仕組みを構築します。

◎転作における支援

米価下落への対応策の一つとして、国の政策補助金制度（経営所得安定対策、とくに水田活用の直接支払交付金）を踏まえ、農業者の転作物生産意向に応じた支援を行っていきます。

◎水田転作の生産対策

麦、大豆、そば等の畑作物による水田転作の収量・所得向上のため、地区・集落によるブロックローテーション等の転作団地化の取り組みや、暗きょ施工等の排水対策への支援を行っていきます。

●大規模化・効率化によるコストダウン

既存の担い手への農地集積や、農事組合法人等の組織経営体の新規立ち上げ等により水田農業の大規模化・効率化による水田作のコストダウンを推進します。

●食用米の差別化（→4-2-1にも再掲）

米価下落への対応策の一つとして、良食味米や新品種米の生産など、通常の米と差別化できる高品質な食用米の生産を推進します。

◇ 畑作

◎さつまいも・露地野菜の生産振興

現在の基幹作目であるさつまいも生産を振興するとともに、露地野菜の生産も振興していきます。

◎輪作の奨励

持続的な畑の生産力発揮と農地の有効活用のため、さつまいも・野菜を基幹作目としながらも、土地利用型畑作物や緑肥作物の作付を組み合わせた輪作を奨励します。

◎土地利用型畑作の推進

集落営農や水田転作の担い手などによる、畑地における土地利用型畑作物（麦・大豆・飼料作物等）の作付・生産を推進します。

◎ほしいも加工・販路拡大への支援

村内農業の柱となっているさつまいものほしいも加工について、加工所の設置等による加工施設の集約化や組織化等により、加工施設への農家の投資負担を抑制する取組を、必要に応じて推進します。また、ほしいもの販路拡大を目指し、村独自のブランド化を目指します。ほしいもを活用した新たな農産加工品の開発にも取り組みます。また、生産－加工－販売の効率化を図る6次産業化への支援体制づくりや、販売面ではインターネット販売も推進します。



さつまいもの収穫



ほしいもの加工作業

◇ 施設園芸作

◎ほしいも加工ハウスの有効活用

ほしいも加工に使われるハウスの遊休期間について、施設野菜の作付を推進するなどの生産振興策を行います。

●多種多様な野菜や花木等の生産振興

野菜の地産地消の取組推進に対応するため、村内で多種多様な野菜を持続的に生産できるような生産振興策を講じていきます。

◇ 果樹作

◎技術移転への支援

既存の果樹経営者から、新規就農者等への技術移転の支援を行います。

●新規作付における支援

新規作付から生産物出荷までの期間が長いため、作付開始時における苗木の購入費の補助や、生産物出荷までの利子補給等の資金面での支援等を行います。



ほしいも専用種「たまゆたか」



さつまいもの出荷基準を学ぶ「目揃会」

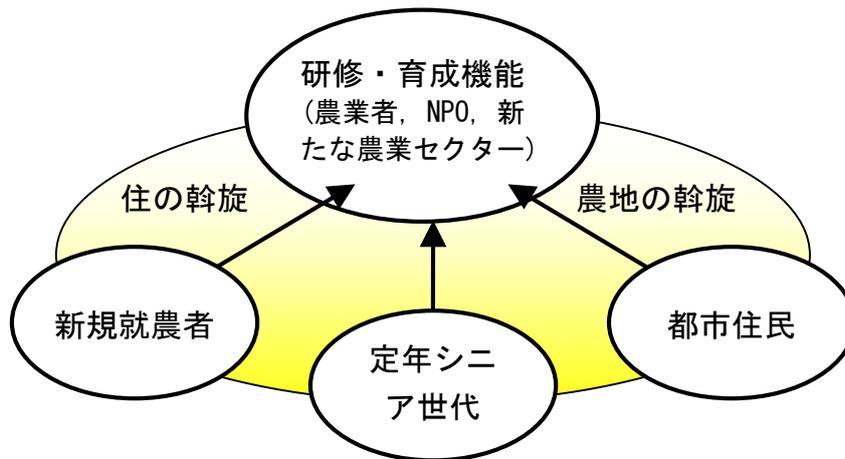
第5章 村民参加による計画の推進

5-1 新たな担い手育成に向けた村民全員参加型の組織づくり

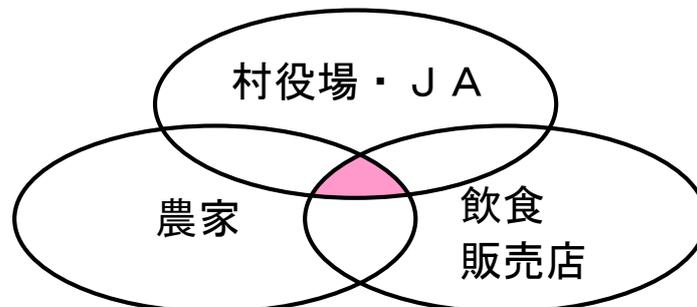
これまでに述べてきた東海村農業の将来構想の実現に向けては、村民全員参加型の組織づくりが必要です。例えば、定年シニア世代や新規就農者、都市的住民が農業に参画するためには、村内の農業者が指導的な役割を果たすことが、村民間の連携へとつながり、地産地消による都市近郊型農業へとつながることが期待できます。その土台となる組織づくりが求められます。

例えば、アクティブシニアや村内外からの若い新規就農者が農業に参画するには、村役場やJAのみならず、地元の農業者やNPO法人などが参加して研修・指導、斡旋を行う支援組織をつくる必要があります。また、地産地消の推進には、村内農産物の販売促進、コーディネート、イベント企画などを行うシンクタンク機能をもった協議会組織の設立も想定されます。

新たな担い手を育成する組織づくりのイメージ



シンクタンク機能をもった新たな協議会組織のイメージ



- 3者の共通の認識と連携のためのコーディネート機能
- 村内農産物の販売促進、コーディネート、イベント企画などを担うシンクタンク機能

5-2 計画の推進に向けた進行管理

農業振興計画の推進に向けては、第5次総合計画の趣旨を生かしつつ、後期計画との整合を図ります。

また、計画の推進に向けた進行管理を行うために、チェック機能とシンクタンク機能を備えた組織をつくる必要があります。本計画の目標年は平成37年度としていますが、本村を取り巻く営農環境や農業政策の状況は時間の経過とともに変化します。振興計画の進捗状況の把握のほかに、各種の状況の変化を踏まえ、必要に応じて本計画自体を見直します。

5-3 村民参加による意見交換（進行管理）

東海村では、農村振興計画の策定にあたり、策定委員会を設置するなど住民の意見を幅広く取り入れ、住民参加型による計画策定を行ってきました。計画の進行管理における進捗状況の確認の場面においても専門家、農業者、消費者が一体となって村民参加型の議論の場を設けていきます。その結果は、東海村公式ホームページ等で随時公表します。

進行管理における村民参加の取り組み

アンケート	地区座談会での意見交換	ワークショップの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・農家アンケート ・消費者アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・6地区ごとに農家、住民に参加を募集し、意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者、消費者、専門家らによる意見交換



地区座談会の様子



策定委員会の様子